○厚生労働省農林水産省令第二号

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）を実施するため、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令

第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部を改正する等の省令

（独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第五号）第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、記名押印又は自ら署名し」を削る。

（独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令による廃止前の農業者年金基金法施行規則の規定の適用）

第二条　施行日以後に法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（以下この条において「なお効力を有する改正法」という。）附則第八条第二項若しくは第十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ、又はなお効力を有する改正法附則第八条第三項若しくは第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）による廃止前の規則（以下この条において「旧規則」という。）第三章の規定による請求書、届書、申出書又は申請書の提出については、なお効力を有する改正法附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧規則第四十六条の規定にかかわらず、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第八十三号）第六十五条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第四十九条の規定を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省国土交通省令第二号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律を実施するため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省・厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第一号（第四条関係）	別記様式第一号（第四条関係）
年　月　日	年　月　日
（都道府県知事 指定都市の長 中核市の長）　殿	（都道府県知事 指定都市の長 中核市の長）　殿